



尼崎市からのお知らせ

尼崎市 福祉局 法人指導・障害福祉担当部 法人指導課

- 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項**
- 2. 虐待防止の更なる推進**
- 3. 身体拘束の適正化**
- 4. 感染症対策の強化**
- 5. 業務継続に向けた災害等への対応力の取組の強化**
- 6. 有料老人ホームにおける留意事項**
- 7. 居宅介護支援の運営基準減算**
- 8. 指導監査結果の公表**
- 9. あましえあについて**

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）にサービス提供に入っている介護保険サービス事業者もご確認ください。

資料内にある表記については、次のサービスを指します。

【全サービス】

- ・介護保険サービス（指定・許可を受けたもの）
- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

【訪問系サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護

【通所系サービス】

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護

【短期入所系サービス】

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

【多機能系サービス】

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

【居住系サービス】

- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

【施設系サービス】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【人員に関する基準】

○配置基準

- ・基準に定められている従業者の員数を配置していない又は必要な時間数配置していない。
⇒ 欠如している職種により人員基準欠如減算の適用となる場合がありますので、人員基準を満たしているかどうかの確認を行ってください。 【全サービス（有料老人ホーム除く）】

人員基準欠如減算の対象とならない職種もありますが、**人員基準欠如減算の有無にかかわらず、「人員基準違反」となりますので、必要な従業者の配置に向けた改善の取組が必要です。**配置の見込みがない場合は、休止・廃止の検討をお願いします。
なお、**人員基準欠如が継続すると、「人員基準違反」に該当するものとして、指定取消等の対象となる場合がありますので、適正な配置をお願いします。**
※新規指定後、利用者等がない場合であっても従業者の配置が必要です。

○勤務体制の確保

- ・勤務表において、**日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていない。**
⇒ **有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のインフォーマルとフォーマルの時間を分けて管理**してください。

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○運営規程等の記載

- ・運営規程（管理規程）及び重要事項説明書に記載している内容が実態と異なっている。

【全サービス】

○秘密保持等

- ・従業者（退職後も含む。）が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、適切な措置を講じていない。
- ・他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するに当たって、当該利用者又はその家族等から、あらかじめ文書による同意を得ていない。
⇒ 従業者による**個人情報**の漏洩の禁止にかかる措置として、就業規則への規定、誓約書を徴取するなどの方法があります。（**退職後も適用となる内容**にしておいてください。）
業務上、**個人情報**を持ち出す場合は、**個人情報の盗難、紛失などにも留意**してください。

【全サービス】

○職員の研修

- ・事業所の**従業者の職務内容、経験等**に応じて**研修の実施計画**を作成していない。
- ・実施した研修の記録（研修資料を含む。）を残していない。

【全サービス】

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○居宅サービス計画の作成

- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明した記録がない。
- ・ 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接していない又は記録がない。
- ・ 初回のアセスメントの結果記録はあるが、更新時又はサービスの変更時等の継続的なアセスメントの記録がない。
- ・ サービス担当者会議（担当者への意見照会を含む。）を開催していない又は記録がない。
- ・ 利用者又はその家族に対する説明・同意・交付が一部漏れている又は適切に保管されていない。
- ・ 居宅サービス計画をサービス担当者に交付していない。
- ・ 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たって、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をしていない又は記録がない。

【居宅介護支援】

○各サービスにおける計画書の作成

- ・ 計画書が作成されていない。
⇒ **居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成してください。**
また、作成した計画書を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る必要があります。

【全サービス（有料老人ホーム、軽費老人ホーム除く）】 5

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○サービスの質の評価

- ・自ら提供するサービスの質の評価が実施されていない。評価結果を公表していない。
⇒ 自己点検等を実施して課題を見だし、改善していく取組を実践してください。

【全サービス】

【地域密着型サービスの取扱い】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、
運営推進会議もしくは介護・医療連携推進会議に報告し、評価を受け、公表する仕組み

認知症対応型共同生活介護

- 事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、
運営推進会議もしくは外部の者による評価のいずれかから第三者評価を受け、公表する仕組み

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について
「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について

○地域との連携等

- ・運営推進会議もしくは介護・医療連携推進会議を開催していない又は開催頻度が少ない。
- ・開催している運営推進会議もしくは介護・医療連携推進会議の記録が確認ができない。

【地域密着型サービス】 6

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○苦情対応

- ・ 苦情を受け付けた場合、当該苦情内容の記録を残していない。

【全サービス】

○掲示

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。

⇒ 掲示に代えて、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることも可能です。

また、重要事項のウェブサイトへの掲載は、兵庫県情報公表システムを活用できる予定ですので、ご対応をお願いします。（令和7年4月1日より義務化）

【全サービス（有料老人ホーム除く）】

○事故発生時等の対応

- ・ 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めていない。
- ・ 事故発生時等において、管理者に報告され、改善策が従業員に周知される体制が整備されていない。
- ・ 定期的に、事故発生又はその再発防止について、会議や従業員に対する研修が行われていない。
- ・ 市へ報告すべき事故が報告されていない。

（参考）尼崎市介護事故に伴う報告の取扱いに関する要領

【全サービス】

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○ハラスメント対策

- ・ 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- ・ ハラスメントにかかる相談等に応じ、適切に対応するための窓口の設置やその周知がされていない。
⇒ 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止についての取組を行うことが望ましいです。

(参考) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
介護現場におけるハラスメント対策マニュアル、管理職向け研修のための手引き、職員向け研修のための手引き

【全サービス】

○非常災害対策

- ・ 非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等）を立てていない。
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に周知していない。
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
⇒ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。
※その他、消防法の規定により、消防用設備点検や防火管理者の選任等が必要となる場合がありますので、消防法等の遵守をお願いします。

【通所系、居住系、施設系サービス、有料老人ホーム】 8

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】 (参考) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に実施及び一体的取組について

○栄養管理 ※令和6年4月1日より義務化

- ・栄養状態に変化があるにもかかわらず、栄養ケア計画が見直されていない。
⇒ 入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を多職種共同により作成し、当該計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態の定期的な記録が必要です。また、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。
- ※ 栄養士のみ配置の施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行う

【施設系サービス】

○口腔衛生の管理 ※令和6年4月1日より義務化

- ・体制整備が不十分で、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていない。
⇒ 次の手順により計画的に行う必要があります。
 - (1) 当該施設において、歯科医師等（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
 - (2) 当該施設の**従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施**すること
 - (3) (1)の指導等に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じ、定期的に当該計画を見直すこと
なお、計画には、①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項 を記載すること。
- ※ 当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、**実施事項等を文書で取り決めてください。**

【施設系サービス】 9

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

○認知症介護基礎研修の受講 ※令和6年4月1日より義務化

- ・医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じていない。

【全サービス（訪問入浴介護以外の訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）】

○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ※令和9年4月1日より義務化

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が未設置である。

⇒ 委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましいです。また、定期的を開催することが必要であるが、開催する頻度については、形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めてください。

（参考）介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

【短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス】

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関する基準】

居住系、軽費老人ホームについても要件①②を満たすよう努めてください。

○協力医療機関との連携体制の構築

- ・次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めていない。 ※令和9年4月1日より義務化
 - ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること
 - ②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること
 - ③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（病院に限る。）
- ⇒ 複数の協力医療機関で上記の要件を満たすこととしても差し支えないです。
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市に届出を行っていない。
- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていない。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。
 - ※第二種協定指定医療機関・・・感染症法（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定される医療機関をいう。
 - 新興感染症・・・感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」、同条第8項に規定する「指定感染症」又は同条第9項に規定する「新感染症」をいう。

【施設系サービス】

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【報酬に関する基準】

○基本報酬

- ・ 提供したサービスの具体的な記録が作成されておらず、サービス提供の有無が確認できない。
- ・ サービスの提供の記録と報酬請求の回数が異なっている。
 - ⇒ 報酬の請求に当たっては、サービス提供の実態に即して行う必要があります。事業者は、適正なサービスの実施を確認の上、請求を行うようにしてください。また、請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。
 - ※ 特に、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、ケアプランのと通りのサービス提供を行っていないにもかかわらずケアプランどおりに請求している事例が多くあります。また、訪問介護での通院介助の際、診察時間等の待機時間の中抜き時間が不明瞭なケースもよく見受けられますので、時系列に記録を残すようにしてください。

適正なサービスを提供しているかどうか、サービス提供の実施状況の把握などは、指定基準により管理者やサービス提供責任者などの責務として規定されています。

適正なサービスを提供しているか、サービス提供記録など適切に作成されているかの確認をお願いします。
なお、**実際はサービス自体が行われていない場合、人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員を満たしているかのように装い減算せずに請求している場合などは「不正請求」に該当するものとして、指定取消等の対象**となります。

1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項

【報酬に関する基準】

○加算・減算

- ・加算要件を満たす人員を配置していない、又は、配置されているか明確でない。
⇒ 事業者は、加算ごとに定められた算定要件を満たした上で、加算を算定する必要があります。特に、従業員の配置や資格が加算要件に含まれる場合は、従業員の退職等により算定要件を満たさなくなる場合もありますので注意が必要です。毎月、配置や資格要件等を満たしているかどうか、確認を行うようにしてください。
請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。その他、会議・研修の開催、利用者等への相談援助、医療機関等との連携など、**各加算の算定要件を満たしていることが分かる記録を作成し、保管することが必要**です。
- ・減算すべき事由に該当しているが、減算せずに請求している。
⇒ 減算については、基準違反を未然に防止し、適正なサービス提供の確保等を目的に設けられた仕組みです。サービスごとで減算事由は異なりますので、運営している事業について、どのような減算事由があるのか、減算事由に該当していないか、改めて確認をお願いします。

加算要件を満たしていないことを把握しながら請求している、減算事由に該当していることを把握しながら減算を行わずに請求しているなど、解釈誤りや極めて事務的な誤りと認められない場合は、「不正請求」に該当するものとして指定取消等の対象となります。

2. 虐待防止の更なる推進

事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をしなければならない。

従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第5項第1号に掲げる行為をしてはならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第5項第1号に掲げる行為

- ・ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ・ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ・ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止の更なる推進

① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底

⇒ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成するものです。委員会の役割については、次のとおりです。

- ・虐待防止のための計画づくり

(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)

- ・虐待防止のチェックとモニタリング (虐待が起こりやすい職場環境の確認等)

- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討

(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

なお、法人単位での設置、身体拘束適正化検討委員会と一体的な設置・運営は可能

② 虐待の防止のための指針の整備

③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

⇒ 研修は定期的に年1回※以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施してください。

※居住系、施設系サービス、軽費老人ホームは年2回以上

なお、有料老人ホームは頻度の定めはありません。

④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選任

※運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込む必要があります。

次の項目を定めた指針の作成が望ましい

- ア) 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ケ) その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

上記の措置が講じられていなければ、虐待防止措置未実施減算に該当

3. 身体拘束の適正化

サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

<例外的に行う場合の要件>

次の3つの要件をすべて満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。

- 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には・・・

**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。**

上記の記録は、全サービスにおいて必要
記録がなければ、

短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービスは、身体拘束廃止未実施減算に該当

3. 身体拘束の適正化

身体拘束等を適切に行うためには必要な記録を行うことが必要であるとともに、次に記載の措置を講じなければならない。

【短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

⇒ 委員会における具体的な対応は次のことが想定されます。

- ア) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること
- イ) 従業者は身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アに従い、身体的拘束等について報告すること
- ウ) 身体的拘束等適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
- エ) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
- オ) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
- カ) 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

次の項目を定めた指針の作成が望ましい

- ア) 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ) 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ) 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回※以上）実施すること

※有料老人ホームは頻度の定めはありません。

上記の措置が講じられていなければ、
短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービスは、身体拘束廃止未実施減算に該当

4. 感染症対策の強化

【運営に関する基準】

○感染症対策の強化 ※令和6年4月1日より義務化

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**の定期的な（**6月に1回以上**※）開催
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**の整備

施設系サービス、軽費老人ホームは、
食中毒についても盛り込むこと！

※施設系サービス、軽費老人ホームは
3月に1回以上の実施

平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（各事業所必要な項目を規定）

【平常時の対策】

事業所内の衛生管理（環境整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚にふれるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等

【発生時の対応】

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政等への報告等

※事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備・明記も必要です。

（参考）介護現場における感染対策の手引き

- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**を定期的に（**年1回以上**※）実施
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**訓練**を定期的に（**年1回以上**※）実施

※居住系、施設系、軽費老人ホームは
年2回以上の実施
なお、有料老人ホームは
頻度の定めはありません。

5. 業務継続に向けた災害等への対応力の取組の強化

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

⇒ ● 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

● 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回※以上）及び訓練（年1回※以上）を定期的実施

※ 居住系、施設系サービス、軽費老人ホームは年2回以上の実施
有料老人ホームは頻度の定めはありません。

- ③ 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

①の措置が講じられていなければ、業務継続計画未策定減算に該当

6. 有料老人ホームにおける留意事項

有料老人ホームの設置・運営に際しては、次の事項を遵守してください。

- ① 入居者の福祉を重視するとともに、**安定的かつ継続的な事業運営を確保**していくことが求められること。
特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、より一層、**入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上**を図ること。
- ② 老人福祉法の帳簿の作成及び保存、情報の開示、権利金等の受領の禁止並びに前払金の**保全措置及び返還に関する規定を遵守**するとともに、**入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示**するなどにより施設運営について理解を得るよう努め、**入居者等の信頼を確保**すること。
- ③ 尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を満たすだけでなく、**より高い水準の施設運営に向けて努力**すること。

※ 「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は尼崎市ホームページに掲載しています。

トップページ> 産業・ビジネス> 各事業者の方へ> 介護保険事業者等> 有料老人ホームの運営について（令和6年4月改定）
「市報ID・ページ番号検索：1014308」

6. 有料老人ホームにおける留意事項

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の設置者も

- 1 運営指導における主な指摘事項及び留意事項
- 2 虐待防止の更なる推進
- 3 身体拘束の適正化
- 4 業務継続に向けた災害等への対応力の取組の強化 の取組を行ってください。

【主な指摘事項・不適切な事例】

- ・ 有料老人ホームと介護保険サービスのいずれにも従事している職員について、勤務状況が明確に切り分けられていない。
- ・ 有料老人ホームとしての施設サービス（インフォーマル）と訪問介護事業所としての介護保険サービス（フォーマル）が明確でなく、職員の認識も乏しい。
⇒ 各職員がそれぞれ従事する業務に応じて、適切に勤務表の作成・管理をしてください。
※ 訪問介護で配置が必要となる常勤のサービス提供責任者は、専ら指定訪問介護に従事する者でなければならないことから、有料老人ホームの業務には従事できないことに留意すること。
- ・ 最低30年以上の長期的な資金収支計画及び損益計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直していない
⇒ 有料老人ホームの経理・会計を明確に区分し、安定的かつ継続的な事業運営の確保をお願いします。

6. 有料老人ホームにおける留意事項

【主な指摘事項・不適切な事例】

- ・入居者に対し、**特定の介護保険サービス事業所のみ紹介している。**
- ・有料老人ホームの設置者及び当該設置者と**関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導している。**
 - ⇒ 近隣に設置されている介護保険サービス事業所について、入居者に情報提供してください。**入居者が希望する介護サービスの利用を妨げることはできません。**
- ・**運営懇談会を年2回以上実施していない。**
 - ⇒ 入居者・サービス提供の状況、管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容及び貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況を定期的に報告・説明すると共に、入居者の要望、意見を運営に反映させてください。
- ・**ケアプランに沿ったサービス提供を実施していない。**（事業者都合による時間変更などの事例がよく見受けられます。）
- ・**実際に行った具体的なサービス提供の記録を適切に作成していない。**（記録はケアプランどおり作成しており、事実と異なる記録を作成している。）
 - ⇒ ケアマネジャーの作成したケアプランに基づき、サービス提供を行い、実際に行ったサービスの具体的な内容を適切に記録してください。

6. 有料老人ホームにおける留意事項

有料老人ホームとは・・・老人福祉法に規定された事業

入居している高齢者に対して、

- ①入浴、排せつ又は食事の介護
- ②食事の提供
- ③洗濯、掃除等の家事
- ④健康管理

いずれか一つのサービスを提供

委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホームに該当します。
なお、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がなくても、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、**入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されることが認められる場合は有料老人ホーム**として取り扱って差し支えないとされています。

**有料老人ホームに該当する場合、設備面等が指導指針に適合しなくても届出義務があります
(届出等に関する相談：介護事業所指定担当 (06-6489-6143) へ)**

※「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は尼崎市ホームページに掲載しています。

トップページ> 産業・ビジネス> 各事業者の方へ> 介護保険事業者等> 有料老人ホームの運営について (令和6年4月改定)
「市報ID・ページ番号検索：1014308」

7. 居宅介護支援の運営基準減算

居宅介護支援の業務が適切に行われていない（次の(1)～(4)に該当する）場合は、運営基準減算として、**所定単位数の50%に相当する単位数を算定することとなります。**また、**運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。**

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は**複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合**
- (2) 居宅サービス計画の**新規作成及びその変更**に当たっては、次の場合
 - ①当該事業所の介護支援専門員が、**利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない**
 - ②当該事業所の介護支援専門員が、**サービス担当者会議の開催等を行っていない**
 - ③当該事業所の介護支援専門員が、**居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない**
- (3) 次の場合に、当該事業所の介護支援専門員が**サービス担当者会議等を行っていないとき**
 - ①居宅サービス計画を**新規**に作成した場合
 - ②要介護認定を受けている利用者が**要介護更新認定**を受けた場合
 - ③要介護認定を受けている利用者が**要介護状態区分の変更**に認定を受けた場合

7. 居宅介護支援の運営基準減算

(4) 居宅サービス計画の作成後、**居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）**に当たっては、次の場合

①当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、**利用者に面接していない場合**

(イ) **1月に1回、利用者の居宅を訪問**することによって行う方法

(ロ) 次のいずれにも該当する場合であって、**2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法**

a **テレビ電話装置等の活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること**

b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について**主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること**

(i) 利用者の**心身の状況が安定していること**

(ii) 利用者が**テレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること**

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用した**モニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること**

②当該事業所の介護支援専門員が**モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合**

8. 指導監査結果の公表

本市が実施した指導監査結果を尼崎市ホームページにて公表しています。

「尼崎市ホームページ」

トップページ > 産業・ビジネス > 各種事業者の方へ > 社会福祉法人・社会福祉施設等
> 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査結果について
> 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査結果について（令和元年度以降）

※「市報ID・ページ番号検索：1024029」

各年度ごとに、指摘事項の代表事例を掲載しています。

令和6年度に行った指導監査結果については、令和7年6月頃に掲載予定です。

9. あましえあについて

尼崎市地域情報共有サイト「あましえあ」

⇒ 地域資源・介護・医療・障害福祉データベースを構築し、
2つのサイトで情報発信を行っています。

①住民向け情報検索サイト【あましえあ】

②関係者向け情報発信サイト【あましえあ（関係者用）】

- ・ ID、パスワードを入力し、関係者のみ閲覧可能（ID等は各事業所宛てに通知済み）
- ・ 尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイト

介護保険サービスに関する市からのお知らせや国の通知等については、各事業者宛てのメールやFAXによるお知らせから、「あましえあ関係者用サイト」のお知らせ欄での発信に移行しています。

未登録の事業所は、初期登録の手続きをお願いします。
（IDなどの問い合わせ：介護事業所指定担当（06-6489-6143）へ）